平成２９年（フ）第７５６号
大阪市東成区中道４丁目８番２号　プラザ森ノ宮　203号、前住所大阪市生野区鶴橋１丁目10番23号　エクセル鶴橋　２Ａ号
債務者　田中佑幸こと　ＨＡＮ　ＹＥＩＮ　韓禮仁
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７６号
大阪市大正区鶴町２丁目９番９―503号、前住所大阪府茨木市郡５丁目14番12号　キャピタルグレイス　201号
債務者　太　美恵子（旧姓森井）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８７号
大阪府八尾市安中町６丁目４番８号
債務者　玉井　和恵
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９０１号
大阪市城東区関目６丁目５番26号　関目マンション201
債務者　小椋　和美
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０号
沖縄県沖縄市上地２丁目12番６号　コンフォード松樹403
債務者　島袋　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３５号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目３番16―402号　パレスＭⅡ
債務者　野里　由美（旧姓石堂）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第６２６号
東京都北区浮間２丁目６―13―101
債務者　飯野　奈歩
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月11日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０２号
東京都町田市図師町725番地１コンフォールヴィラ105
債務者　松元　　悟
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８０号
東京都府中市浅間町４丁目29番地の18パークハウスビュー203
債務者　荒谷　公之
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７号
愛媛県八幡浜市保内町宮内２番耕地226番地
債務者　久石　福江
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前11時40分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第７５１号
大阪府高槻市牧田町６番35―504号
債務者　川野　征洋
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７７号
大阪市鶴見区鶴見１丁目６番128号
債務者　立澤日登美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８０号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―1404号
債務者　福岡和美こと　金　　和美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１号
栃木県下都賀郡壬生町至宝２丁目５番19号
債務者　山川　一弘
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3485番地５
債務者　二田ノブ子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係